

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆定年退職後、嘱託社員で継続雇用されて 給与が下がったときの給付金

### トピックス

◆定年退職後、嘱託社員で継続雇用されて給与が下がったときの給付金

◆今月の  
労務スケジュール

今回は、定年退職後、嘱託社員で再雇用されて給与が下がった場合の、雇用保険から給付される「**高年齢雇用継続給付金**」について書いていきます。

みなさまの会社でも60歳定年、65歳まで嘱託社員で継続雇用制度があるところがあるところでしょうか。

現在、高年齢雇用安定法の高年齢者の雇用確保措置(法9条)で、**①定年の引上げ、②65歳までの継**

**続雇用制度の導入、または③定年の定め**の廃止のいずれかの措置を講じなければならないことになっているからです。

60歳定年退職後は、嘱託社員として労働条件が変わり、給与額が下がることがあります。

下がったあとの給与額が、60歳に達したときに一定の方法で算定した給与の75%未満の金額に下がった月には、給付金が支給されます。65歳に達する

日の属する月まで、支給対象月ごとに支給されません。

※ただし、それまで雇用保険被保険者として同一事業主に雇用された期間5年間が必要になります。(複数の会社の被保険者期間を通算できる場合もあり)

支給率は給与が61%未満に下がったときが最大で、支給対象月に支払われた給与額の15%ほどです。

では、**定年年齢を65歳に引き上げているような会社の従業員が定年退職したときはどうなるのでしょうか？**

65歳定年退職後、継続雇用されて給与額が下がったとしても**高年齢雇用継続給付金は支給されません。**

高年齢雇用継続給付金は65歳までが支給要件となっているからです。

しかし、65歳以上の雇用保険被保険者が退職して、失業したら失業給付が出ないというわけではありません。

**高年齢求職者給付金**という65歳以上の高年齢雇用保険被保険者のための失業給付が支給されます。

一般の雇用保険被保険者が失業してもらう失業給付よりも給付額は下がりますが、一時金で一定額が支給されます。

.....

現在までに、希望する従業員が65歳まで継続雇用される制度の整備がすすんでいる現状、同一労働・同一賃金の推進の観点など

から、「高年齢雇用継続給付金」の縮小検討の方向性が見込まれているようです。

今後、65歳以上の高年齢者の雇用確保もすすめられていくのではないのでしょうか。



社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34  
-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan.rikenkyujo.jp>

### 1月の労務スケジュール

- ~1/31 12月分社会保険料納付
- ~1/10 12月分源泉徴収税額・住民税額の納付
- ~1/31 給与支払報告書の提出